

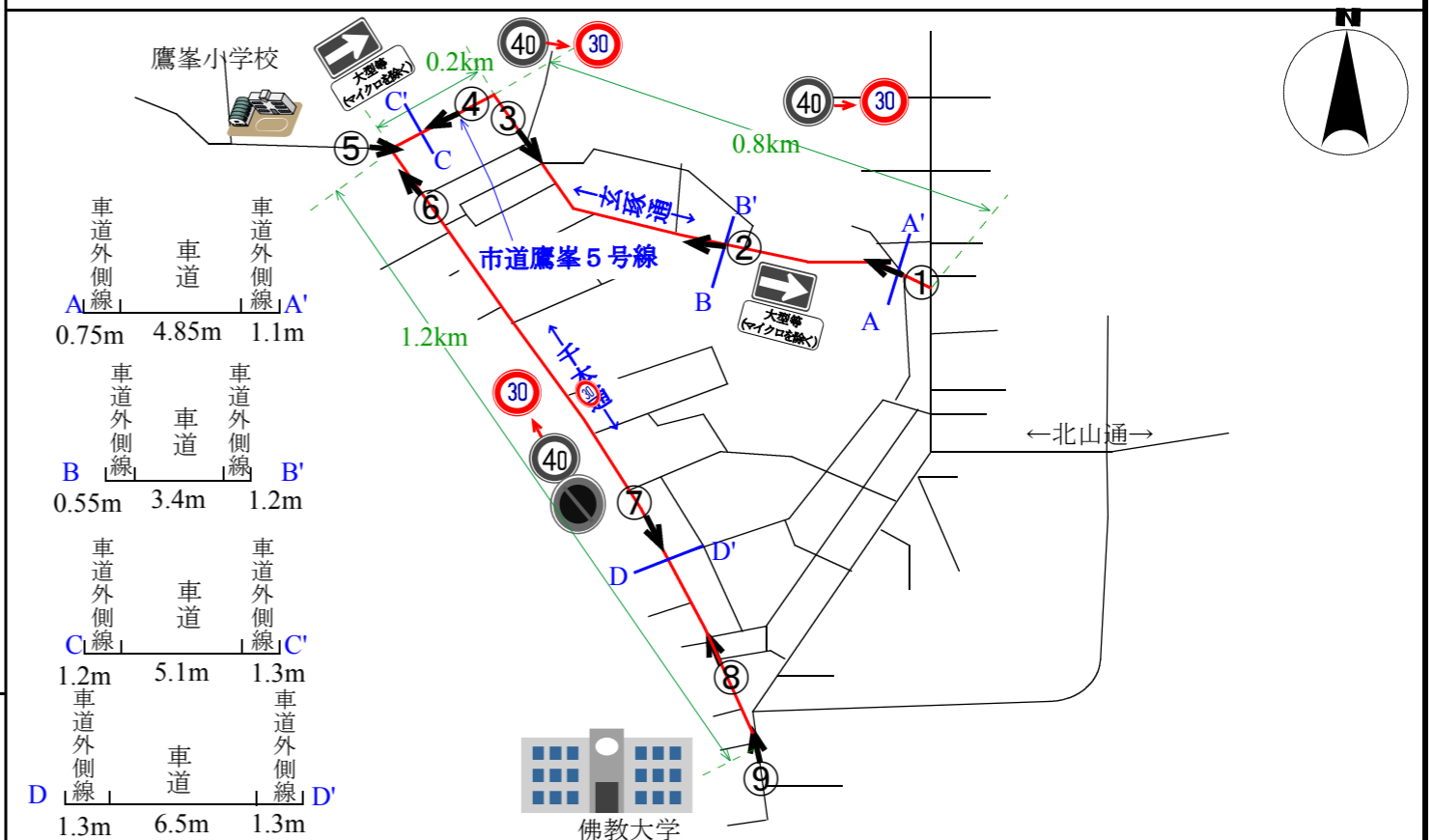
府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

<p>整理番号</p>	<p>15</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>横断歩道</p>	<p style="text-align: center;">①</p> 	<p style="text-align: center;">②</p> 
<p>所在地</p>	<p>京都市北区鷹峯南鷹峯町17番地先 玄塚通市道鷹峯10号線及び市道釈迦谷道交差点</p>	<p style="text-align: center;">③</p> 	<p style="text-align: center;">④</p>  <p style="text-align: center;">⑤</p> 
<p>現在の状況</p>	<p>要望場所は、市道鷹峯5号線と紫竹西通を結ぶ大型車両一方通行の玄塚通道路と、市道鷹峯10号線及び釈迦谷道が交わる変則交差点で、鷹峯小学校の通学路である。</p>	<p>交差点図面</p>	
<p>要望内容</p>	<p>玄塚通市道鷹峯10号線及び市道釈迦谷道交差点北詰及び南詰に横断歩道の設置要望 (受付番号235)</p>		
<p>位置図</p>			
<p>対応案</p>	<p>南詰については実施する。 北詰については、バス停留所があり、横断歩道上にバスが停車する事になるため実施しない。</p>		

府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

整理番号	16	写真
交通安全施設	最高速度30km/h	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>①</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>②</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>③</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>④</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>⑤</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>⑥</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>⑦</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>⑧</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>⑨</p> </div> </div>
所在地	京都市北区鷹峯木ノ畑町ほか 千本通・玄塚通・鷹峯5号線	
現在の状況	千本通は片側外側線（一部両側外側線あり）の設置された6～9.1mの道路、玄塚通は南北両側に両外側線が設置された5.1～6.7mの道路、鷹峯5号線は千本通玄塚通を結ぶ住宅内道路である。	
要望内容	最高速度30km/hの規制要望 (受付番号236)	
位置図		
対応案	<p>玄塚通及び鷹峯5号線にあつては、速度抑制等の道路環境整備が計画されており同整備に合わせて実施する。千本通は30キロ規制に見合った交通環境が整っていないため実施しない。</p>	

交差点図面



府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

整理番号	17	写真	真
交通安全施設	横断歩道	① 	② 
所在地	京都市右京区梅津石灘町12番地の5先交差点	③ 	④ 
現在の状況	高辻通の葛野西通から梅津街道までの550mの間には、横断歩道がなく、児童や高齢者の乱横断が認められる。		
要望内容	高辻通の葛野西通から梅津街道までの間に横断歩道の設置要望 (受付番号290)		
位置図		交差点図面	
対応案	実施する。		

府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

整理番号	18	写真	
交通安全施設	道路標示（横断歩道）の移設	①の方向から撮影	②の方向から撮影
所在地	京都市左京区静海市原町49番地1先 府道京都広河原美山線（鞍馬街道）と府道下鴨静原大原線との交差点		
現在の状況	府道京都広河原美山線及び府道下鴨静原大原線は、京都市中心部から貴船・鞍馬方面へ向かう道路であり、同交差点は、南から北に向かって上り勾配となっていて、交通信号機及び東・西・南詰に横断歩道が設置されている。	③の方向から撮影	④の方向から撮影
要望内容	交差点に勾配があるため、北行右折するとき、東詰の横断歩道が見えにくく、横断歩行者の確認が遅れるので、横断歩道を移設して欲しい。 (受付番号25)		
位置図			
対応案	現在の横断歩道（東側道路に対して90°）の位置の方が、横断歩行者の確認ができる。また、移設をした場合、横断距離が伸び、歩行者の危険が増すことから実施しない。		

府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

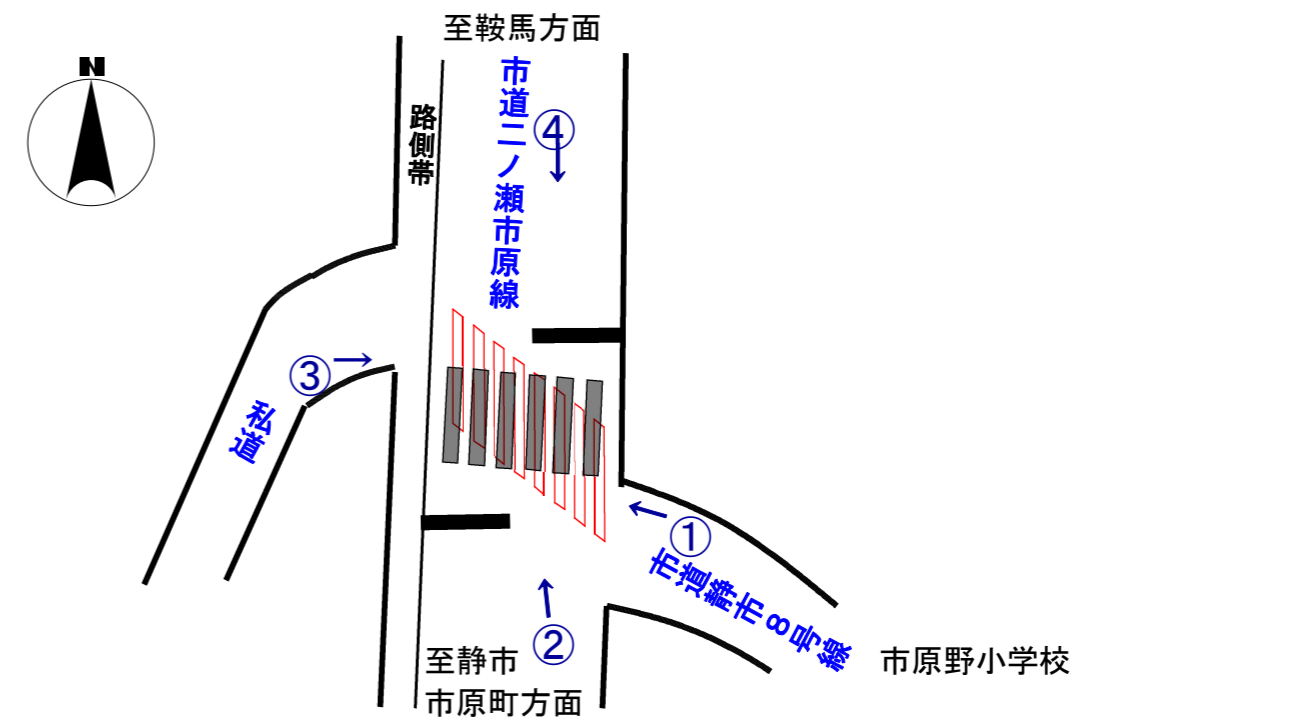
<p>整理番号</p>	<p>19</p>	<p>写 真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>道路標識及び道路標示の補設等</p>	<p>①付近の状況</p> 	<p>②付近の状況</p> 
<p>所在地</p>	<p>京都市北区 北大路通及び西大路通 (加茂街道～仁和寺街道)</p>	<p>③付近の状況</p> 	<p>④付近の状況</p> 
<p>現在の状況</p>	<p>北大路通及び西大路通の歩道は、自転車の通行部分を指定する道路標識及び道路標示が設置されている。</p>	<p>⑤付近の状況</p> 	<p>⑥付近の状況</p> 
<p>要望内容</p>	<p>道路標識（自転車及び歩行者専用）及び道路標示（自転車マーク）は、設置されているが、設置間隔が長く、また、退色及び薄くなっているため、増設及び補修をして欲しい。 (受付番号81)</p>	<p>位置図</p> 	
<p>対応案</p>	<p>実施する。</p>		

府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

整理番号	20	写 真	
交通安全施設	道路標識の補修	<p>要望場所① 施工前</p> 	<p>施工後</p> 
所在地	京都市中京区鍋屋町ほか 木屋町通（御池通から四条通までの間）		
現在の状況	木屋町通は、京都市の中心部に位置し、多くの観光客等が訪れていて、駐車禁止等の道路標識が設置されている。		
要望内容	曲がったり、退色している道路標識板があるので補修して欲しい。 (受付番号184)		
位置図			
対応案	他事業で実施済み	<p>要望場所② 施工前</p> 	<p>施工後</p> 
		<p>要望場所③ 施工前</p> 	<p>施工後</p> 

府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

<p>整理番号</p>	<p>21</p>	<p>写 真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>道路標示（横断歩道）の移設</p>	<p>①の方向から撮影</p>	<p>②の方向から撮影</p>
<p>所在地</p>	<p>京都市左京区静市野中町204-3先 市道二ノ瀬市原線と市道静市8号線との交差点</p>		
<p>現在の状況</p>	<p>市道二ノ瀬市原線は、旧府道京都広河原美山線（鞍馬街道）であり、京都市内中心部から貴船・鞍馬へ通じる道路であるが、本年3月に二ノ瀬バイパスが開通したことから交通量は減少している。 要望箇所の西側には、幅1.0メートルの路側帯が設置されており、東側は、民家の出入口となっている。</p>	<p>③の方向から撮影</p>	<p>④の方向から撮影</p>
<p>要望内容</p>	<p>横断歩道西詰の歩行者滞留スペースが狭く、横断のために立っていると車両に巻き込まれそうになるので、横断歩道を移設して欲しい。（受付番号226）</p>		
<p>位置図</p>			
<p>対応案</p>	<p>車道部への横断歩道移設は、交通安全対策上、実施しない。</p>		



府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

整理番号	22	写真	
交通安全施設	道路標示（停止線）の移設	①の方向から撮影	②の方向から撮影
所在地	京都市右京区西京極河原町1番地先 七条通		
現在の状況	要望場所の七条通は、天神川通から八条通に通じていて、通勤時間帯の交通量は多く、要望の横断歩道の北側は、西からの道路、停止線と横断歩道の間は、東側からの道路、南側は、東からの道路が交差しており、同横断歩道は西京極西小学校の通学路となっている。また、横断歩道の東西側とも電柱が立っている。	③の方向から撮影	④の方向から撮影
要望内容	同横断歩道の北側の停止線が横断歩道に近く、南車両が停止していると、北行車両が西側に寄り、歩行者に近づくことから、停止線を北へ移設して欲しい。（受付番号237）		
位置図			
対応案	<p>横断歩道の北側は、西からの道路との交差点にあたり、「停止線」を約10m移設する必要が生じ、横断歩道から離れてしまうため実施しない。</p> 		

府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

整理番号	23	写真	
交通安全施設	道路標示の補修	①付近の状況	
所在地	京都市伏見区桃山町 国道24号 (深草加賀屋敷町交差点～魚屋通交差点付近までの間)		
現在の状況	道路標示(「追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止」)が薄くなっている。	②付近の状況	
要望内容	道路標示を補修して欲しい。 (受付番号283)		
位置図		③付近の状況	
対応案	実施する。		

府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

整理番号	24	写真	
交通安全施設	道路標示の補修	施工前	施工後
所在地	京都市右京区御室大内4先 京都府立聾学校東側周辺道路		
現在の状況	要望の横断歩道は、仁和寺の北東、府立聾学校の南東にあり、通学路になっている。同横断歩道は、経年により薄くなっている。	⇒	⇒
要望内容	聾学校東側の道路は、通学路となっているが、道路幅が狭く、通勤・通学の車がスピードを出して通行しているので、路面に「徐行」の文字の表示、横断歩道の補修をして欲しい。(受付番号289)		
位置図		⇒	⇒
対 応 案	他事業で実施済み		